

婦人関係資料シリーズ
調査資料 No. 11

風紀についての世論

1953年3月調査

総理府国立世論調査所実施

労働省婦人少年局

は し が き

売春問題は現在、人道上、風紀上は勿論のこと、婦人の地位向上の見地からもこのままにしておく
ことのできない状態にあり、各方面から強力な対策の樹立が要望されておりますが、婦人少年局では
この問題についてすでに種々の資料を作成し、関係各省とも連絡して、その対策を考究中です。

この調査は売春問題についての一般の世論を把握し、対策を考究する上の参考とするために総理府
国立世論調査所に依頼して行つたものですが、ここに印刷してこの問題を取扱う方々の御参考に供す
ることとしました。

1953年8月

労働省婦人少年局

目 次

序.....	1
I 調査方法.....	2
II 調査結果の概要.....	2
III 調査結果の細部の分析.....	6
1. 売春婦（集娼）について.....	6
(1) どんな感じをもっているか.....	6
(2) どういう動機で売春婦になつたと思うか.....	6
(3) 売春は罪悪だと思うか.....	7
2. 男の女遊び（買娼）について.....	8
(1) 男が女遊び（買娼）をすることをどう思うか.....	8
(2) 男の女遊び（買娼）を認めるのはどんな場合か.....	10
(3) 何故男の買娼を悪いと思うか.....	11
3. 売春業者について.....	12
(1) 売春業を商売にするのは悪いと思うか.....	12
(2) 誰が一番悪いと思うか.....	14
4. 売春制度（集団売春組織）について.....	16
(1) 弊害があると思うか.....	16
(2) 必要性があると思うか.....	17
(3) 理想的にはなくしたいと思うか.....	18
(4) なくすことの困難を認めているか.....	19
(5) 現実問題としてなくしたいと思うか.....	20
(6) 売春制度（集団売春組織）をなくすためにはどうしたらよいか.....	25
(7) 法律で禁止することに賛成するか.....	26
5. 基地風紀について.....	28
(1) 外人相手の女（売春婦）をどう思うか.....	29
(2) 外人相手の売春婦の存在による弊害.....	30
(3) 外人相手の売春婦の必要性.....	31
(4) 基地風紀の対策.....	31
6. 参 考.....	32
附 録.....	34
1. 使用質問書.....	34
2. 抽出方法.....	40
3. 調査不能の内訳.....	44
4. 対象者の内訳.....	44

風 紀 に つ い て の 世 論

序

日本における公娼制度は、徳川幕府の公許によつて吉原遊廓が誕生し、その基礎を固めて以来、多少の消長はあるが、概ね認められ、近代に至つては、明治 33 年娼妓取締規則（地方では貸座敷則手茶屋娼妓取締規則）が内務省令として出されて以来、売春の地域的公認制度が確立し、これが昭和21年末まで存続した。

一方公娼廃止運動の歴史も長く、特に明治 6 年には娼妓解放令が出される迄に至つたが、これは失敗し、その後大正昭和にかけてキリスト教徒を始め一般婦人団体その他の廃娼運動、婦人解放運動にもかかわらず、その目的を達することは出来なかつた。

戦後我国が連合国の占領下におかれると同時に、公娼制度は処上になり、昭和21年2月政府は連合軍最高司令官の覚書に基き、娼妓取締規則の廃止を断行し、更にこの覚書履行の爲に、昭和22年「婦女に売淫させると、及びその原因の如何を問わず婦女に売淫をさせるとを内容とする契約の締結を禁じ、更にこれ等の未遂を処罰すること」を内容とする勅令第9号を公布した。これによつて一応公娼制度は姿を消したわけであるが、売春行為そのものは法律上禁止されたわけではなく、警察犯処罰令の廃止と共に個人の自由意志による売淫行為は、僅かに性病予防法による消極的処置の他、法的規制を受けることがなくなり、戦後の社会混乱、経済的貧困等の悪条件も重なり、街娼が巷に跋扈したのであつた。

ここに問題となつてきたのは、この街娼対策の方便として昭和 21 年 11 月 14 日の次官会議の決定により、「社会上已むを得ない悪」という考えの下に、旧公娼地帯が特殊飲食店等の名を冠して所謂赤線区域として黙認されたことである。

この措置は一般婦女子の保護、一般社会から闇の女の隔離、性病予防などを理由となされたものであつたが、その結果約 13,000 余の特殊飲食店業者が、全国約 400 の旧公娼地帯（公娼に準ずる集娼地区を含む）で、通称赤線区域として今日も尙営業をいとなんでおり、さらにこれらの地域の周辺にはいわゆる背線区域が現出、拡大してゆく有様である。

更に今日の売春問題を複雑化しているのは、この特殊飲食店主と売春婦との関係であり、通常は曾ての売春を契約の目的とした雇主と使用人の関係ではなく従業婦としての契約をなし、同時にその主人の家に下宿し、その本人の部屋での売春は本人の自由意志によるもので主人の関与する処でないという形をとつてゐることであつて、それ故に法には触れないという解釈も生れてきている。

しかし、その関係がその様になつてゐると否にかかわらず、これらの従業婦がその店のある家で売春していることは事実であつて、これを外面的にみれば以前の遊廓、若くはそれに類するものと見做されるのも当然であらう。

それ故にこの様な特殊飲食店が漸く活気を帯びてくるにしがたい、これに対する批判も漸まり、昭和 23 年第 2 国会に売春婦はもとより、相手の男、業者も罰するという売春等処罰法案が提出されたが、審議未了となつたのである。然し、その後東京都を始め、地方によつては地方条例を出して売春取締る自治体もあり、講和条約の発効と共に、勅令 9 号は国内法化され、更に再び昭和 28 年 3 月売春等処罰法案は国会に上提されたが、これは国会の解散と共に廃案となつた。

【調査目的】

売春問題は重大な社会問題として、各方面からその対策が一日も早く樹立されるよう要望されているが、それはどのように集団売春組織は、単に風教上、衛生上弊害があるばかりでなく、婦人の基本的人権を無視することになり、婦人の真の解放をはかり、婦人の人権を擁護して婦人の地位の向上を実現するためには、このような制度は一日も放置しておくことは許されないからである。しかし一方いわゆる売春制度は結婚難の今日男性の性欲の本能を充すための己むを得ざる悪であり、一般婦女を守守るためにも必要であり、検診で取締るので性病の蔓延を防げるから、現在はむしろ必要であるという考え方が一般に支持されているという意見もある。

本調査は集団的売春組織（いわゆる赤線地域等）に対する国民の基本的な態度を把握し、正しい世論の啓発につとめるための資料を得ることを目的として企画されたものである。なお本文中売春制度あるいは集娼地域といっているのはすべて上述の組織あるいは地域を意味するものである。

I 調査方法

1. 母 集 団 全国都市に居住する満 20 歳以上 60 歳未満の日本人男女
2. 対 象 者 数 3,000
3. 抽 出 方 法 層化多段無作為抽出法（抽出都市 40）
4. 現地調査方法 質問書による面接聴取
5. 実 施 期 日 昭和 23 年 3 月 14 日—31 日
6. 回 収 数 2,559（回収率 85.3%）

なお使用質問書、抽出方法、サンプル一覧表、調査不能の内訳、対象者の内訳等の詳細は巻末附録参照。

II 調査結果の概要

大多数のものは勿論理想的には売春制度はない方がよいと考えているが、なくした場合に男の本能をどうするか、一般婦女子に危害が及ぶのではないかと云う様な危惧をもつもの、或はいくらなくすると思つても過去数次の取締禁令にもかかわらず根絶出来ず、それが存続し来つた事実から、とてもなくせるものではないとあきらめているもの、更に法律でやるよりも別の方法が適切であるというもの

のがかなりあつて、現在売春制度を法律で禁止することに対しては過半数の賛成を得られない。

しかし、現実問題としても売春制度はあつた方がよいというものよりは、ない方がよいというものの方が多くことは明かである。

- ① 多数のものは売春制度（集団売春組織）を堅持としては（理想的には）廃止した方がよいと思つている。

堅持としては（理想的には） 売春制度は	なくしたい	69%
	何ともいえない（不明）	14
	あつた方がよい	17
		100%

- ② 理想的にはなくしたいと思つても、現実問題としては、売春制度をなくすことの困難を認めているものが大多数であるが、完全になくすことが出来ると考えているものも 1 割はある。又困難さは認めていても、やり方によつては何とか少くすることは出来ると考えているものが多く、どうやつても少くすることも出来ないというものは極めて少い。

理想的にはなくしたい 69%	完全になくすことが出来る	10%	なくすことの困難を認めているもの （不明も含む）
	少くすることは出来る	45	
	何ともいえない	5	
	少くすることも出来ない	4	
	不 明	5	

- ③ なくす場合の困難さ、なくした場合の弊害（逆にいえば必要な理由）等を考慮した結果として、現在（今の日本において）、売春制度（集団売春組織）をなくすことに賛成するものは、理想的にといふ場合よりも可成り減少しているが、それでも尙全体の半数近いものは、「現在でもない方がよい」といつており、「現在としてはむしろあつた方がよい」というものは、全体の $\frac{1}{3}$ にとどまっている。

現実問題として売春制度は	ない方がよい	47%
	何ともいえない	14
	あつた方がよい	35
	不 明	4
		100%

- ④ 売春制度をなくす為、若くは少くするために望まれている対策としては、法律によつてこれを取締るというものが最も多いが、法律以外にも多くの方法が望まれており、法律とそれ以外のものとは、むしろ法律以外の方が多くなつてゐる。法律以外の方法としては、男女の教養の向上、自覚反省等精神的啓蒙と、社会保障、更生施設の設置、職業を与える等の生活の保障が多く望まれている。

売春制度をなくす(少くする)ための対策は(M. A)	法律等によつて取締る	30%	79% (M. A)
	営業規格の厳正化(通称、業態)	9	
	男女の教養の向上、自覚	21	
	貧困婦女子の生活を保障する(売春婦の更生施設、職業を与える)	17	
	その他(健全娯楽の普及等)	11	
	(不 明)	21	
		100%(注)	

(注) 売春制度はなくしたいと思つており、両もなくすこと(少くすること)は出来ると考えているもののみに「なくす」あるいは「少くする」方法をきいたので、それを100%として計算した。方法については一人一種類でなくM. A. 即ち二つ以上の方法についても回答を許したので合計は100%を超える。

⑥ 現在さしあたり売春制度をなくす(少くする)ために、法律によつてこれを禁止することに対しては、賛否は全く伯仲しており、いずれも4割に達しない。しかし、少くとも売春制度をなくしたいという気持をもつていて、やり方によつてはなくす(少くする)ことが出来ると考えているものは、法律で禁止することについて賛成するものが非常に多く7割に近い(注3)。

又法律には反対だが、現在売春制度はなくしたいと思つているものも可成りあるが、こういう人々も法律以外の適切な方法と法律との併用ということになれば賛成は高まるものと思われる(注1)。

売春制度を法律で禁止することには	賛成のもの	37%
	否定的なもの	37 (注1)
	態度のはつきりしないもの	26 (注2)
		100%
(注1) 否定的なものとは	売春制度はあつた方がいいというもの	17%
	なくしたいがどうやっても少くすること出来ないと思つているもの	4
	なくしたいが法律に反対のもの	16
		37%

否定的のものの中は、大体根本的に売春制度を肯定するものと、売春制度は否定するが法律には反対するものが半々となつている。

(注2) 態度のはつきりしないものとは	売春制度はあつた方がいいかない方がいいかはつきりしないもの	14%
	なくしたいがなくせるかどうか何ともいえないというもの	10
	なくしたいが法律がよいかわからないもの	2
		26%

(注3) 売春制度を理想的には(気持としては)なくしたいと思つていて、やり方によつてはなくす(少くする)ことが出来ると考えているものを100%とすると(この100%は全体の55%に当る)

法律で禁止することに	賛成のもの	67%
	否定的なもの	29
	態度のはつきりしないもの(不明)	4
		100%

⑥ 基地風紀(駐留軍基地における売春行為)の問題は、新聞、雑誌、ラジオ等各種報道機関を通じて広く国民に滲透しているためか、外人相手の売春婦を見たことのないものであつても知らないものは殆どない(注1)。外人相手の女(売春婦)に対する感情は、日本人相手の売春婦に対するものよりも可成り悪く、特に青少年の教育上、風紀上の悪影響を懸念するものが圧倒的に多い(注2)。外人相手の売春婦は現実問題として何等かの必要性があるというものは約4割であるが、その大部分は、そういう特殊な女がいない場合に、一般婦女子に被害が及ぶことを危惧するものである。(注3)

基地風紀に関する国民の要望は、多数のものは現実問題として駐留軍の存在を一応肯定した(駐留についての賛否は別問題として)上での対策を答えているために、駐留軍の慰安が必要ならば、「一般日本人の眼にふれない区域に施設を作れ」という様な希望が最も多くなつていて、「駐留軍が撤退しない限り基地風紀の問題は解決しない」という根本的な問題に迄言及しているものも少くない。

基地風紀問題の対策としては	駐留軍が撤退してほしい	15	21% (駐留軍側への要望)
	本国より女を連れてきてほしい	3	
	その他	3	
	人目につかぬ様に区域をつくつてほしい	24	小計62% (M. A)
	取締の強化、法律の強化	12	
	女に更生の道を与えよ(職を与えよ)	10	
	本人の自覚、反省を促す	6	
	学校教育、家庭指導により子供の不良化を防げ	6	
	その他	5	
	不 明	34	
	外人相手の女のことはしらない	4	
	計	100%	

(注1) 第99表参照

(注2) 第102表参照

(注3) 第103表参照

III 調査結果の細部の分析

1. 売春婦（集娼）について

① どんな感じをもっているか

売春婦（集娼）に対する世人の感情は、一般的に反感嫌悪等不快の状を示すものが同情的なものよりも多い（第1表）。性別（第2表）、年齢（第3表）、学歴（第4表）の如何をとわず、反感をもつものの方が多いが、どちらかというと男よりも女、老年者よりも若い者が多く反感をもっている。

質問 終戦後所謂遊廓などの公娼は廃止になりましたが、現在でもそれに似た場所がありますか——そういう所で商売している女達（売春婦）に、あなたとしてはどんな感じを持たれますか。

	同情的	比較的 同情的 (注1)	小計	反感的	比較的 反感的 (注2)	小計	どちら ともい えない	別に何とも 感じない 及び不明	計
(第1表)									
総数	18	11	29	32	12	44	4	23	100%
(第2表)									
性別									
男	18	11	29	28	12	40	4	27	100
女	18	10	28	36	12	48	4	20	100
(第3表)									
年齢									
20~24才	18	10	28	33	13	46	2	24	100
25~29才	18	10	28	34	12	46	4	22	100
30~39才	19	11	30	33	11	44	5	21	100
40~49才	17	12	29	31	11	42	5	24	100
50~59才	17	12	29	28	12	40	3	28	100
(第4表)									
学歴									
6年以下	15	10	25	29	11	40	5	30	100
9年以下	17	10	27	33	12	45	3	25	100
12年以下	20	13	33	33	12	45	4	18	100
13年以上	24	10	34	29	12	41	4	21	100

(注1) 比較的同情的というのは、同情的であるがその程度の弱いもの、又は部分的には不快の感を示したものである。

(注2) 比較的反感的というのは、反感的であるがその程度の弱いもの、又は部分的に同情を示したものである。

② どういう動機で売春婦になつたと思うか。

過半数は売春婦の転落の動機を社会的なものと認めており、その大部分は生活難等経済的原因をあげている。その他好奇心、虚栄心、意志薄弱等個人的動機を理由としているものもあるが、社会的なものに比べるとはるかに少い（第5表）。性別（第6表）、年齢（第7表）、学歴（第8表）による差は殆どないが、若いもの（20~24才）は年より（50才代）に比べて、社会的原因とい

うものがやゝ多く、個人的動機というものがやゝ少くなっている点が比較的に目立つ傾向である。

売春婦に対して同情的であると反感的であるとかかわらず、何れも過半数が社会的動機といっているが、同情的なものには特に社会的原因をあげているものが多い（第9表）。

質問 そういう所の女達は どうしてそのような商売に入つたのだと思いますか。——その他の理由はありますか。……主としては……

	社会的、原因			小計	個人的 動機	どちら もない	社会的 的 原因	不 明	計
	主として生 活難等経済 的原因	その他（家庭 の不和、敗戦 の結果等）	生活難と その他						
(第5表)									
総数	53	7	4	64	13	3	13	7	100%
(第6表)									
性別									
男	54	8	5	67	13	3	13	4	100
女	53	6	3	62	13	3	13	9	100
(第7表)									
年齢									
20~24才	55	10	4	69	10	3	11	7	100
25~29才	51	7	4	62	13	3	15	7	100
30~39才	57	6	3	66	13	2	13	6	100
40~49才	53	7	4	64	15	3	11	7	100
50~59才	49	5	5	59	16	5	14	6	100
(第8表)									
学歴									
6年以下	49	6	2	57	13	4	15	11	100
9年以下	55	7	4	66	14	2	12	6	100
12年以下	53	8	4	65	14	3	12	6	100
13年以上	53	7	8	68	11	5	14	2	100
(第9表)									
売春婦に									
同情的なもの	61	8	6	75	9	2	11	3	100
反感的なもの	51	6	3	60	18	3	13	6	100
どちらともいえない	50	8	4	62	6	4	22	6	100
不明	48	8	4	60	16	3	14	7	100

③ 売春は罪悪だと思うか——事情の如何によらず女が春を売することは罪悪だと思うか、悪いとは思わないか

社会的な色々な理由があるにせよ、個人的な理由があるにせよ、如何なる事情があつてもとにかく女が春を売つて収入を得るということは、一般に悪いことと考えられており、幾分でも是認しているものは2割に満たない（第10表—第14表）。

ただ特飲店若しくはそれに類似（軽飲食店、待合、料理屋）業者及びその家族、従業員等の関係者（売春に関係が深いと考えられる人々）には、「悪いことではない」というものが2割近くあり、「仕方ない、一概にいけない」というものを含めるとこれら関係者の中では売春を肯定する

ものが4割を超えている(第15表)。

質問 どういう事情があるにせよ女がああいうことをするのは、とにかく悪いことだと思いますか、そうは思いませんか。

		背 定 的				不 明	計
		罪 悪 だ と 思 う	悪 で は な い と 思 う	仕 方 な い	一 え 概 に い い		
(第10表)							
総 数		78	9	3	7	3	100%
(第11表)							
性 別	男	75	11	4	7	3	100
	女	81	8	2	6	3	100
(第12表)							
年 令	20~24才	78	10	2	7	3	100
	25~29才	77	12	3	6	2	100
	30~39才	78	8	4	6	4	100
	40~49才	78	9	3	7	3	100
	50~59才	79	9	4	6	2	100
(第13表)							
学 歴 別	6年以下	78	8	2	7	5	100
	9年以下	77	10	4	6	3	100
	12年以下	79	11	3	6	1	100
	13年以上	82	6	3	7	2	100
(第14表)							
売春婦となつた動機は	社会的理由	77		20		3	100
	個人的理由	82		17		1	100
(第15表)							
特 殊 職 業	業者及関係者	53	18	4	20	5	100
	教育家、宗教家、警察官等	79	8	6	5	2	100
	一般	79	9	3	6	3	100

2. 男の女遊び(買娼)について

① 男が女遊び(買娼)をすることをどう思うか

男が売春婦と遊ぶことについては、一応悪いというものが大部分であるが(第16表)、「独身者の場合はどうか」という条件をつけると、そのうちの約 $\frac{1}{5}$ が独身者なら止むを得ないという態度をとり、又悪いことではないという人も、「妻帯者でも悪くないと思うか」ということになると、そのうちの約80%までが妻帯者はいけなくなり、結局中間的な「止むを得ない場合もある」という態度のものが増えて全体の半数近くになる(第18表)。しかし大体において、「絶対によくない」

というものが半数を占めていて、悪い事ではないというものは皆無に近い(第18表)。どちらかというと、男には「止むを得ない場合もある」というものの方が多く、女には「絶対に悪い」というものの方が多くなっている(第19表)。又年令の若いものほど(第20表)、従つて妻帯者より未婚者が(第22表)、また学歴の高いものほど(第21表)、絶対に悪いというものが多。

女の春を売ることを別に悪いことではないと考えているものは、男の女遊び(買娼)も大体認めているが(第23表)、男の女遊び(買娼)を悪いと考えているものでも、女の売春が悪いことではないというものは少い(第24表)。又男が女を買うことは絶対に悪いというものは、大体女が春を売ることとも悪いと考えているが(第24表)、女の春を売ることを絶対に悪いと考えていても、必ずしも男の女遊び(買娼)を絶対に悪いと考えているわけではない(第23表)。

質問 男の人がそういう所で女遊びすることをどう思いますか。……そういう所で遊ぶことは、悪いことだと思いますか。悪いことではないと思いますか。……

		悪 で は な い と 思 う	何 え と な い い	悪 い	不 明	計
(第16表)						
総 数		7	16	76	1	100%
(第17表)						
性 別	男	11	19	69	1	100
	女	3	12	83	2	100

質問 妻帯者(おくさんのある人)が行くのはどうですか……独身者でも悪いと思いますか……

(注) 以下の解答は前問及び本問の答を総合した結果のものである。

		誰 で こ な が も と い う 行 動 で つ い は	や な も む い あ を 場 合 得 合	絶 対 に 悪 い	不 明	計
(第18表)						
総 数		1	46	52	1	100%
(第19表)						
性 別	男	2	52	45	1	100
	女	0	41	58	1	100
(第20表)						
年 令 別	20~24才	1	38	59	2	100
	25~29才	1	43	56	0	100
	30~39才	1	47	51	1	100
	40~49才	2	49	49	0	100
	50~59才	1	51	47	1	100

(第 21 表)

学 歴 別	6年以下	1	53	44	2	100
	9年以下	1	48	50	1	100
	12年以下	1	41	58	0	100
	13年以上	1	37	62	0	100

(第 22 表)

結 婚 (男のみ)	妻 と 同 居	2	54	44	0	100
	別居、死離別	5	50	45	0	100
	未 婚	2	45	51	2	100

(第 23 表)

女の悪癖は	悪 い	1	40	59	0	100
	仕方がない	2	56	41	1	100
	一概にいえない	1	62	36	1	100
	悪くない	5	77	18	0	100
	不 明	0	59	31	10	100

(第 24 表)

男の買娼は	悪 い	52	68	88	
	仕方がない	6	4	3	
	一概にいえない	6	9	4	
	悪くない	36	16	3	
	不 明	0	3	2	
	計	100%	100	100	

(注) 0%には実数が少いため計算の結果0%強となったものも含まれている。以下すべての表について同じ。

② 男の女遊び(買娼)を認めるのはどんな場合か——止むを得ないと考える理由

男の買娼を止むを得ないとするものが約半数近くあるが、その止むを得ないとする場合は、独身者である場合、妻の病気、別居等による家庭の性生活の不满の場合などが条件となっており、通常の妻帯者の女遊びをみとめるものは極めて少い(単に男の本能、時と場合による等というもの)(第 25 表)。

学歴の 13 年以上のもの(第 28 表)、年齢の 20 才—24 才のもの(第 27 表)には、独身者であれば差支えないというものも少い。やゝ自立つのは、学歴の 6 年以下のものに男の女遊びを悪いというものが少く、独身者ならばよいというものが比較的多くなっている点である(第 28 表)。

又男で結婚の経験があつても、別居、死離別等妻と別れているものは、「買娼は悪くない」、「男の本能だから仕方がない」というものが、妻と同居中のものや未婚者よりも多くなっている(第 29 表)。

男の買娼はやむを得ないこともある

独身者、若	家庭不調、性活生の	男だのから本能	時による場合	その他	妻はたのうき者(注1)	不 明	絶対と悪い	絶対に悪い	不 明	計
-------	-----------	---------	--------	-----	-------------	-----	-------	-------	-----	---

(第 25 表)

総 数	20	2	4	3	2	10	5	1	52	1	100%
-----	----	---	---	---	---	----	---	---	----	---	------

(第 26 表)

性 別	男	20	2	6	4	2	14	4	2	45	1	100
	女	21	3	2	2	2	6	5	0	58	1	100

(第 27 表)

年 令 別	20~24才	13	1	4	3	1	11	5	1	59	2	100
	25~29才	20	3	3	2	1	8	6	1	56	0	100
	30~39才	23	2	6	3	1	8	4	1	51	1	100
	40~49才	22	3	4	4	2	11	3	2	49	0	100
	50~59才	22	2	4	4	2	11	6	1	47	1	100

(第 28 表)

学 歴 別	6 年以下	25	2	4	3	2	10	7	1	44	2	100
	9 年以下	21	3	4	4	1	10	5	1	50	1	100
	12 年以下	19	2	3	3	1	9	4	1	58	0	100
	13 年以上	13	1	7	2	2	9	3	1	62	0	100

(第 29 表)

結 婚 (男のみ)	妻 と 同 居 中	21	2	6	5	2	14	4	2	44	0	100
	別居、死離別	24	0	12	5	0	2	7	5	45	0	100
	未 婚	15	2	7	4	1	12	4	2	51	2	100

(注1) 質問で「妻帯者かどうか」ということのみをきいて「それ以外の人かどうか」ということはきいていないのでこの解答欄を設けた。

(注2) 第 25 表—第 29 表は前問及び前々問の解答を綜合したものである。

③ 何故男の買娼を悪いと思うか——女遊びの悪い理由

男の女遊び(買娼)をとにかく悪いことであるとする根拠は、性病がうつるから、家庭不和の原因となるから、不良化、堕落、犯罪等の原因となるからなどであるが、道徳上或は女の人格を胃潰することになるからというものも少くない(第 30 表)。

家庭不和の原因を理由とするものは、女(第 31 表)、30 才代(第 32 表)に多く、性病の伝染を理由とするものは、各階層とも余り相違はないが、学歴の 13 年以上のもの及び 6 年以下のものがやや低いのは学歴の高いものは予防法を知っており、低いものは衛生知識が乏しいからであろう。又道徳上や、女の人格の胃潰を原因としてあげているものは、学歴の高いものに特に多く(第 33 表)、次で未婚、20 才—24 才、(第 34 表)となつている。

質問 男の女遊びが悪いと思うのは何故ですか。

	家の 庭前 不 因 和	性伝 病 の 染	金 の 浪費	飲化 落の 原因	犯罪 の 因	女の 買 娼 格	道 徳 上	風 和 上	そ の 他	不 明	計 (M. A.)
(第 30 表)											
総 数	29	30	12	11	5	2	14	5	7	13	100 %
						16					
(第 31 表)											
性 別											
男	19	32	12	15	7	3	16	7	7	10	100
女	36	28	12	7	2	1	12	4	6	14	100
(第 32 表)											
年 令 別											
20~24才	18	29	12	6	2	3	24	6	7	16	100
25~29才	26	33	10	10	3	2	17	4	6	14	100
30~39才	39	29	12	9	5	2	12	5	5	12	100
40~49才	31	31	13	12	6	2	9	5	8	11	100
50~59才	26	25	17	17	8	1	9	5	6	11	100
(第 33 表)											
学 歴 別											
6年以下	30	23	17	11	5	1	5	3	5	18	100
9年以下	29	31	14	11	6	1	10	5	5	13	100
12年以下	31	32	9	10	4	3	17	5	8	11	100
13年以上	18	24	6	12	3	7	35	7	7	10	100
(第 34 表)											
結 婚											
配偶者と同居	32	31	13	12	5	2	11	4	6	11	100
別居死離別	37	28	14	5	4	2	9	7	10	14	100
未婚	16	21	9	8	3	3	26	6	7	18	100

3. 売春業者について

① 売春業を商売にするのは悪いと思うか。

特殊飲食店等売春業を正業と考えているものは非常に少い。一応その存在を是認するものであつても悪いことだが商売だから止むを得ないというものが多く、悪いことではないというものは、全体の1割にすぎない(第 35 表)。

学歴の高いものほど(第 38 表)、又年令の若いものほど(第 37 表)、この様な業者に対する批判はきびしく、特に学歴の13年以上もの、年令の20—24才のものでは正業と考えているものは、極めて僅かである。業者及び関係者であつても悪いことは認めているものが多いが、さすがに他の者に比べて全然悪いと思つていないものが25%、商売だから止むをえないというものが20%と肯定的なものが相当多い(第 39 表)。

売春業に対する態度と最も相関関係があると考えられる男の買娼に対する態度との相関をみると、男の買娼(女遊び)を全然悪いと考えていないものには、やはり売春業を経営することも悪くない、或は商売だから仕方ないというものが多く(第 40 表)、又売春業を経営することを悪くないというものの多くは男の買娼も悪くない、止むを得ない場合もあるとしており(第 41 表)、これらの人達の多くは、根本的に売春を是認しているのであろう。

質問 この問題については、そういう売春をする女達を家に置いて商売させている業者(経営者)があるわけですが—そういう業者(経営者)については、どう思いますか。そういうことを商売にするのは、悪いと思いますか、そうは思いませんか。

	悪で いは こ な い	商 ら い 売 仕 だ 方 な い	悪 い	不 明	計
(第 35 表)					
総 数	11	14	70	5	100%
(第 36 表)					
性 別					
男	13	15	69	3	100
女	9	14	70	7	100
(第 37 表)					
年 令 別					
20~24才	7	10	77	6	100
25~29才	12	12	74	2	100
30~39才	11	14	70	5	100
40~49才	10	18	68	4	100
50~59才	13	20	61	6	100
(第 38 表)					
学 歴 別					
6年以下	11	17	62	10	100
9年以下	13	16	66	5	100
12年以下	9	12	76	3	100
13年以上	6	12	81	1	100
(第 39 表)					
特 殊 職 業					
業者及関係者	25	20	42	13	100
教育家宗教家警察官等	11	16	71	2	100
一般	10	15	70	5	100
(第 40 表)					
男の買娼は					
悪いことではない	35	29	26	10	100
やむを得ない場合もある	16	18	61	5	100
絶対に悪い	6	11	79	4	100
不 明	5	0	41	54	100

男の買娯は

(第41表)

	悪いことではない	やむをえない場合もある	絶対に悪い	不明	計%
売春業経営は					
悪いことではない	4	67	29	0	100
売春だから仕方ない	2	58	40	0	100
悪い	0	40	60	0	100
不明	2	48	50	10	100

② 誰が一番悪いと思うか……何故悪いか

経営者が一番悪いというものが最も多く、次で男で、女というものは極めて少い(第42表)。如何なる階層も業者が一番悪いと云っているが、特に学歴の高いものに多い。なお、学歴の13年以上のものには、全部同罪であるというものが相当ある(第44表)。

質問 (業者は悪いというものに) そのような業者と、売春している女達と、相手方の男達とでは誰が一番悪いと思いますか。

(第42表)

経 数	業 者	男	女	全部悪い	不明	業者は悪いが仕方は女方(注1)	計
	37	17	4	9	3	30	100%

(第43表)

性 別	男	40	14	3	9	3	31	100
	女	35	20	4	8	3	30	100

(第44表)

学 歴 別	6年以下	34	13	4	7	4	38	100
	9年以下	32	19	4	8	4	33	100
	12年以下	43	19	3	9	2	24	100
	13年以上	46	12	3	19	1	19	100

(注1) 業者は悪くない仕方ないというだけで、男が悪いとか、女が悪いとか、それとも不明なのかは関係ない。

業者は悪くない、或は仕方ないというものには、誰が一番悪いかをきかなかつたので、業者には罪はないというものが果して誰が一番悪いと思つているかを知り得ない。そこで他の質問、即ち男の買娯、女の売春をどう思うかという質問との相関関係をみると、業者は悪くない仕方ないというもののうちの62%は、男の買娯は仕方ない場合もある又は悪くないといつてをり、悪いというものは36%であり(第45表)、又65%は女の売春は罪悪であるとしている(第46表)。従つて業者には罪はないというもののうちのいくらかは、男或は女が一番悪いということになり、残りは、全部に罪がない(即ち売春買娯すべて悪いとは考えていない)ということになる。男と女のどちらの方が悪いかというと、それは第42表を参照すると男の方がはるかに多く悪いとなつてを

り、やはり男の方が大分悪いと推察出来よう。それ故に、業者は悪くないというもののうちの $36 \times \frac{17}{21}$ が(即ち $30 \times \frac{35}{100} \times \frac{17}{21}$) 男が一番悪いといつても大きな誤差はなからう。この操作の結果は、男が一番悪いというものが20%—30%、女が一番悪いというものは5%—15%位となり、10%—15%位が全部に罪はない(売春買娯すべて悪いと考えていない)というものになる(第47表)。これはあくまでも一応の推測であるが、業者が一番悪いと思われていることは間違いない。

(第45表)

	男の買娯は				女の売春は			
	悪いことではない	止むを得ない場合もある	絶対に悪い	不明	悪い	仕方ない(一概に悪くない)	悪くない	不明
売春業者は	62	35	3	65	31	4		

(第47表)

	誰が一番悪いか(修正後)							計
	業者	男	女	全部悪い	全部悪いが仕方は女方	不明		
総 数	37	20~30	5~15	9	10~15	5~15		100%

一番悪いと思われている理由は、業者に対しては、特飲店などを開いて売春をやるから遊びにゆくものが出るのだというもの、暴利を得ている、中間搾取をしているというものが多く(第48表)、男に対しては殆どが男が女遊びをしたがるから売春する女も出るし、又娼家も出来るのだというものである(第49表)。

なお、女が一番悪いというものは少いので、理由の傾向はとれないが、大体春を売るために男を誘惑するからというものが多し。業者の悪い理由に中間搾取、暴利をあげているものは、女より男、学歴の高いものに多い。

質問 どうしてそれが一番悪いと思うのですか。

	総数	性 別		学 歴 別			
		男	女	6年以下	9年以下	12年以下	13年以上
(第48表) 経営者が							
悪い理由							
売春をやるから遊びにゆく男が出る	37	30	46	44	37	40	20
中間搾取をしている 暴利を得ている	34	40	29	29	34	33	54
女をだます 売淫を誘引する	15	15	14	9	16	16	17
正しい売娯でない(道徳上)	12	12	11	9	13	14	15
(M. A.) その他	2	3	3	3	3	2	0
理由なし	6	5	6	16	6	5	2
計(M. A.)	100%	100	100	100	100	100	100

(第49表)

男が悪い理由 (M. A.)	遊びにゆくから売売をやる	76	79	70	62	69	79	92
	その他	19	14	20	30	21	16	0
	理由なく	9	7	10	8	10	10	8
	計(M. A.)	100%	100	100	100	100	100	100

4. 売春制度(集団売春組織)について

① 弊害があると思うか——あるとすればどういう点か

集団の弊害を認めないものは、殆どない。弊害としては性病の伝染をあげているものが最も多く、大体半数近いものがこれを指摘しており、次で家庭不和であるが、風紀上、教育上及び犯罪不良化、墮落の原因等一連の所謂風紀上の弊害も多くあげられている(第50表)。

弊害として性病をあげているものは、男女共同様に多いが(第51表)、学歴の低いものほどその認識が低い(第53表)。家庭不和の原因になるという者は、中年者及び女に、犯罪不良化の原因をあげているものは男に夫々多く、どちらかといえば、女は家庭的立場で、男は社会的立場で売春制度を批判しているといえよう(第51表)。

道徳的(女の人格の冒瀆)に良くないというものは学歴の高いもの(13年以上)、年齢の若いもの(20才代)未婚者、教育者的立場にあるものに多く、特に学歴の高いものでは $\frac{1}{8}$ がこれをあげている(第52、54、55表)。又教育的立場にあるものは、当然のことながら教育上、風紀上の弊害をいうものが極めて多い(第55表)。

質問 そのような所があるために、どんな弊害があると思いますか。——あまり弊害はないと思いますか。その他には……

家庭不和	性病	金の浪費	風紀上の墮落	犯罪上の原因	教育上の原因	風紀上の原因	道徳上の原因(女)	漫然	不	弊害なし	計(M. A.)
------	----	------	--------	--------	--------	--------	-----------	----	---	------	----------

(第50表)

総数	37	46	18	17	17	19	14	16	1	6	5	100%
----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	------

(第51表)

性別	男	27	49	17	21	25	19	17	17	2	4	6	100
		46	44	18	14	9	20	12	16	1	9	4	100

(第52表)

年齢別	20~24才	26	42	14	14	14	19	15	25	2	9	6	100
	25~29才	39	51	17	18	12	18	13	20	2	5	5	100
	30~39才	45	47	17	15	18	23	15	14	1	5	5	100
	40~49才	37	46	18	18	19	19	16	13	1	6	6	100
	50~59才	36	43	22	23	19	17	11	12	1	8	5	100

(第53表)

学歴別	6年以下	35	33	20	14	15	13	9	9	1	14	7	100
	9年以下	36	45	19	17	17	18	13	11	1	6	7	100
	12年以下	41	54	16	19	16	23	17	22	1	3	3	100
	13年以上	33	56	11	16	21	29	24	38	1	1	4	100

(第54表)

結婚	配偶者と同居	40	48	19	18	19	18	14	13	1	5	3	100
	別居死離別	45	41	18	13	12	20	16	13	1	11	7	100
	未婚	28	4	13	14	15	19	17	27	1	9	6	100

(第55表)

職業	業者及び保者	24	22	11	4	16	16	9	4	4	20	24	100
	教育家宗教家	42	47	15	15	20	46	20	25	0	1	4	100
	警察官等一般	38	46	18	17	16	19	14	16	1	6	5	100

② 必要性があると思うか——あるとすればどういう点か

売春制度(集団売春組織)が現在の社会にとつて必要であると思う者は27%、あるていど必要と思う者は25%であるが、約4割のものは全然必要性をみとめない。(第56表)

必要というものの主な理由は、男の性欲本能を充すため、一般女性を保護するため、風紀秩序を維持するため(荷娼をなくす等)等であるが、結局一般女性を保護するといつても、風紀秩序の維持といつても、男の性欲本能を充すためということと同義であつて、それ以外の理由はない。

(第56表)

必要な点を幾分でも認めるものは、女よりも男に(第57表)、年齢的には中年(30、40才代)のものが(第58表)多く、全然必要性はないというものは、若いものに(第58表)、又学歴の高いものほど(第59表)多い。

当然のことながら、業者及び関係者は大部分が必要性があるとしてをり、これに対して教育的立場にあるものは必要性を認めないものが可成り多い。(第60表)

質問 それではそのような場所は、社会にとつて何か必要な点があると思いますか……必要だと思われる点は全然ないと思いますか。……(あるというものに)どんなことですか……その他には……

必要	あるていど必要	不必要	何もない	不明	計	必要性の理由					計
						男の性欲本能の充	一般女性の保護	風紀秩序の維持	その他	不明	

(第56表)

総数	27	25	38	3	2	100%	16	19	4	5	8	52%
----	----	----	----	---	---	------	----	----	---	---	---	-----

(第57表)

性 別	男	30	27	36	3	4	100	20	20	4	6	7	57
		24	24	39	2	11	100	13	19	3	4	9	48

(第58表)

年 令 別	20~24才	21	20	47	3	9	100	10	15	4	4	8	41
	25~29才	28	24	39	3	6	100	17	20	3	4	8	52
	30~39才	30	27	34	2	7	100	17	22	4	5	9	57
	40~49才	27	27	35	3	8	100	19	18	3	6	8	54
	50~59才	27	25	37	2	9	100	19	16	3	7	7	52

(第59表)

学 歴 別	9年以下	29	24	30	4	13	100	15	21	3	5	9	53
	9年以上	27	24	38	3	8	100	15	20	3	6	7	51
	12年以下	26	26	42	2	4	100	17	18	4	5	8	52
	13年以上	23	27	44	3	3	100	19	14	2	4	11	50

(第60表)

特殊職業	業者及関係者	53	20	18	0	9	100	18	31	2	13	9	73
	教育家・宗教家	22	27	45	4	2	100	21	19	4	1	4	49
	警察官等	26	25	38	3	8	100	16	19	3	5	8	51

③ 理想的にはなくしたいと思うか。(気持としてはどうか)

大多数が気持としては売春制度はなくしたいと考えており、なくしたいという気持の全然ないものは2割に充たない。(第61表)

業者及び関係者に気持としても(理想的にも)あつた方がよいというものが多いのは、元來女が春を売ること(第10表)や男が女を買うこと(第16表)を根本的に悪いとは思わないものが可成りある上に、女の売春も男の買娼もこれは悪いことかもしれないが、どうしても必要なものだという意識が強く、売春制度をなくすということは全く考えられないためもあるが、矢張りこれを業とし或は関係しているために、その業を弁護するという点も考えられよう。

これに反して学歴の高いもの(第64表)、20才代のもの(第63表)、教育的立場の者(第65表)はいずれも気持としてはなくしたいというものが極めて多い。

質問 実際には、なくなるかどうかは別として、あなたの気持としては、なくしたいと思いませんか、そうは思いませんか。

	あつた方がよい	何ともいえない	なくしたい	計
(第61表) 総数	17	14	69	100%

(第62表)

性 別	男	20	13	67	100
		14	15	71	100

(第63表)

年 令 別	20~24才	10	12	78	100
	25~29才	15	13	72	100
	30~39才	20	12	68	100
	40~49才	21	15	64	100
	50~59才	19	18	63	100

(第64表)

学 歴 別	8年以下	20	23	57	100
	9年以下	18	16	66	100
	12年以下	15	8	77	100
	13年以上	11	5	84	100

(第65表)

特殊職業	業者及関係者	47	24	29	100
	教育家・宗教家	15	7	78	100
	警察官等	17	14	69	100

④ なくすことの困難を認めているか

理想(気持)としては売春制度はなくしたいと思つていても、実際に果してなくすことが出来るかどうかということになると、全部をなくすことが出来ると思つているものは1割にすぎない。しかしやり方によつては少なくすることは出来るというものを含めると、全体の半数以上が困難は認めるが現在よりも少なくすることは出来ると考えてをり、少なくすることも出来ないというものは僅か4%である。

理想的にもむしろあつた方がよいというものと及びあつた方がよいのか、ない方がよいのか、どちらともいえないというものには、「なくすことが出来るかどうか」は質問しなかつたが、これらは「なくすことは出来ない、むづかしい」という気持が多く作用して、「何ともいえない」「あつた方がよい」という風になつたと仮定したからで、一応なくすことの困難はひとめたものとして考えたい。それ故に全体からみればなくすことの困難をひとめているものが圧倒的に多いのであるが、現状よりも少くして、理想に近ずけるということの可能性は充分認められている。

やり方により全部なくすことも出来るというものと及び少なくすることは出来るというものは、学歴の高いもの(第67表)、教育的立場の者(第68表)に比較的多く、夫々2割近くがなくすことが出来るとしてをり、少なくすることが出来るというもののまでも含めると7割を超えている。これに反して学歴の低いものは4割程度である。

質問 実際問題として、そういう所をなくすことは出来ると思いますか。
やり方によつては、少くすることは出来ると思いますか。

		理想的にはなくしたい						何な とい もい え	あつた 方が	計
		なと出 くとも すが	少るは くとも すが	何いい とえ もな	出い 来な	不 明	小 計			
(第 66 表)										
総	数	10 (15)	45 (65)	5 (7)	4 (6)	5 (7)	69 (100)	14	17	100%

(第 67 表)										
学 歴 別	6 年 以 下	7	32	6	4	8	57	23	20	100
	9 年 以 下	8	43	5	4	5	65	17	18	100
	12 年 以 下	12	52	5	5	3	77	8	15	100
	13 年 以 上	18	56	4	4	2	84	5	11	100

(第 68 表)										
特 殊 職 業	業 者 関 係 者 教 育 家 ・ 宗 教 家 警 察 官 等 一 般	6	16	2	0	5	29	24	47	100
		18	53	0	7	0	28	7	15	100
		10	45	5	4	5	69	14	17	100

これが現実問題として売春制度を否定するものになると、なくすことが出来るが16%、なくすことは難しいが少くすることは出来るというものが61%で、合計して約8割のものが廃止若くは減少の可能性を信じている。(第69表)

		なと出 くとも すが	少るは くとも すが	何いい とえ もな	少るも くとも すが	不 明	計
(第69表)							
現実問題として売春 制度を否定する者		16	61	8	6	9	100%

⑤ 現実問題としてなくしたいと思うか

現在の社会においてはな方がよい、あつた方がよいが現実問題としてはどうかということになると気持(理想)としてはなくしたいと思つてゐるものでも、なくすことの難しさや今の社会にとつて必要な点もあるということなどが考慮される結果、なくしたいというものが可成り減少してくる。(第70表)

即ち理想としてという場合には「あつた方がよい」というものは、売春制度の効用を認めるものでも4割に達せず、効用を全然認めないものでは僅か3%であるのに対して、現実の問題としては効用を認めるものでは7割に近く、又認めないものでも約1割となつてゐる。(第71表)

現実問題として売春制度を否定又は支持する根拠をみると、「女が春を売ることを罪惡と思つてゐるか否か」(第73表)、「男が女を買うことを罪惡と思つてゐるか否か」(第72表)、「集娼を必要だと思つてゐるか否か」(第71表)、「集娼の弊害をどの様に感じているか」(第74表)の四点が最も大きく影響している。

この四つのうちでは、「集娼を必要だと思ふか——男の本能の充足のため、一般婦女子の保護のためなどの理由で——否か」が最も強く、売春制度を支持するか否定するかを決定してをり(第71表)、次いで「男が女を買うことを容認するか、絶対に悪いことだと思つてゐるか」が多く影響している。(第72表)

この四つの根拠を個々に検討すれば

- (a) 現在の社会において集娼の必要性を幾分でも認めてゐるか、全然認めないかは結局、男の本能を充足するため、一般婦女子を守るためという考え方をもつてゐるかないかということ、これは一応男の買娼をどう思つてゐるかに還元出来よう。
- (b) 男の買娼(女遊び)を悪いことと思わないものは極めて少いが、その約7割が現実の問題として売春制度を支持してゐるばかりでなく理想的にもむしろ売春制度はあつた方がよいといつてゐる。又止むを得ない場合もあるというものは、現実問題として支持するもの約5割あり、その約半数は理想的にも支持してゐる。

しかし絶対に男の買娼を認めないものは最も多く、而もその6割までが現実問題としても売春制度は無い方がよいとしており、あつた方がよいというものは2割にすぎない。(第72表)

この様に男の買娼をどう思うかが、売春制度に対する賛否の大きな要素となつてゐることは、売春制度を支持するものと否定するものの内訳をみれば更に一層明かである(第75表)。即ち売春制度を支持してゐるもののうちの65%は、男の買娼を悪いことではない、或は止むを得ないことであるとしており、支持してゐてもとにかく男の買娼は罪惡であるというものは35%である。これに対して売春制度を否定するもののうちの約7割は、男の買娼は絶対に悪いとなし、止むを得ない場合もあるというものは3割で、さすがに悪いことではないというものは皆無に近い(第75表)。

- (c) どんなことにせよとにかく集娼(集団売春組織)の弊害を認めるものは、売春制度を否定するものに多い。しかし金の浪費だからという考え方をしているものは、売春制度そのものを否定する力がやゝ弱いものの如く、他の弊害をあげてゐるものよりも、売春制度を支持するものがやゝ多い。それに反して「道徳上」、「婦人の人格の冒瀆」というものは、売春制度を否定するものに最も多く、支持するものが最も少い(第74表)。

- (d) 四つの根拠の中で最も売春制度支持、否定に相関関係が少いのは、女が春を売つて収入を得ることは如何なる事情があつても悪いと思つてゐるか、否かである。即ち春を売るとは絶対に悪いといつてゐても、その3割が売春制度を支持してゐる、否定するものは6割にとどまつてゐる。他方悪くないといつても売春制度を支持してゐるものは6割に達せず、否定するものが約3割ある。(第73表)

これは女の売春は悪いが男の買娼はやむをえない(第77表)、集娼(集団売春組織)がなく

は困ることがある(第76表)という考え方をするものが可成り多いためであろう。支持する根拠としては余り強くないが、否定する根拠としては、この女の売春をどう思うかということよりもむしろ、赤線地域の売春婦に同情的か反感をもっているかがやゝ関連が強い。即ち集娼である売春婦に対して反感輕侮等の不快の念をもっているものは6割近くが売春制度を否定し、支持するものは3割以下である。(第78表)

質問 必要な点と弊害とを両方考えた上で、今の社会にとつて、そういう所はあつた方がよいと思いますか、ない方がよいと思いますか。

	あがつたい方	何えともいい	たよい方が	不	計	理につが 怨もたよ 的あ方い
明						

(第70表)

総	数	35	14	47	4	100%	—
---	---	----	----	----	---	------	---

(第71表)

必要性があるか	必要性がある	68	13	16	3	100	39
不	必要	44	18	35	3	100	18
不	必要	9	10	79	2	100	3
不	必要	20	26	47	7	100	9
不	必要	17	30	35	18	100	8

(第72表)

男の買娼は	悪い事でない	68	6	19	7	100	65
男の買娼は	やむをえないこともある	47	17	32	4	100	25
男の買娼は	絶対に悪い	23	12	61	4	100	9
男の買娼は	不	14	9	36	41	100	9

(第73表)

女の売春は	罪悪である	30	14	53	3	100	14
女の売春は	悪いが仕方ない	56	17	23	4	100	35
女の売春は	一概にいえない	43	26	26	5	100	27
女の売春は	悪くない	58	9	29	4	100	33
女の売春は	不	35	27	27	14	100	10

(第74表)

集娼の弊害は	家庭不和の因	31	14	52	3	100	—
集娼の弊害は	性病の伝染	34	12	52	2	100	—
集娼の弊害は	金の浪費	37	14	46	3	100	—
集娼の弊害は	不良化墮落の因	26	15	56	3	100	—
集娼の弊害は	犯罪の因	33	16	49	2	100	—
集娼の弊害は	教育の上	32	14	52	2	100	—
集娼の弊害は	風紀の上	29	8	61	2	100	—
集娼の弊害は	道徳の上	20	15	63	2	100	—
集娼の弊害は	弊害なし	66	16	14	4	100	—

(第75表)

男の買娼は	悪くない	止むを得ない場合もある	絶対に悪い	不	明	計
現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して
現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して
現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して
現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して	現と突して

(第76表)

集娼の必要性をみとめるもの	全然みとめないもの	何ともいえないもの	不	明	計
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は

(第77表)

男の買娼はやむをえないこともある(悪くないも含む)	絶対に悪い	不	明	計
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は
女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は	女の売春は

(第78表)

売娼持者をす制する	何いいとえもな	否す	不	明	計
売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する
売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する
売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する
売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する	売娼持者をす制する

売娼制度の存在を現実問題として否定するもの(ない方がよいというもの)は、男よりも女(第79表)、30才以上のものよりも20才代のもの(第80表)、従つて既婚者よりも未婚者(第82表)、学歴の低いものよりも高いもの(第77表)に多く、殊に学歴の13年以上のものと6年以下のものとは2割以上の差がある。

職業的にみて興味深いのは、業者及び関係者が7割以上支持しているのは自明のことながら、一般中小商工業経営者及びその家族従業者が4割以上の支持率を示していることである(第79、80表)。これは基盤風紀の問題の場合にも、商人が風紀及び子供の教育上悪いとは思いつながらに経済的な問題で現状維持を望んでいるのが多いのと同一傾向である。

その他、数が少ないので厳密には言いきれないが、男の場合既婚者であつても現在妻と同居しているものより別居しているものの方が、売娼制度を支持するものが多い。同じく同居していなくても既に離死別したもの、逆に支持率が低い(第85表)のは、離死別者は老年のものが多いためであろう(第86表)。

売娼持へたよ 娼をすあ方い 制するつが	何いい とえ もな	否るいよ 定へ方い すなが	不	明	計
性別	性別	性別	性別	性別	性別
性別	性別	性別	性別	性別	性別
性別	性別	性別	性別	性別	性別
性別	性別	性別	性別	性別	性別

(第80表)

年令別	20~24才	26	14	56	4	100
	25~29才	33	13	50	4	100
	30~39才	37	16	44	3	100
	40~49才	38	14	44	4	100
	50~59才	37	14	44	5	100

(第81表)

学歴別	6年以下	38	17	38	7	100
	9年以下	37	15	44	4	100
	12年以下	31	14	53	2	100
	13年以上	30	9	59	2	100

(第82表)

結婚	既婚(同居)	37	15	45	3	100
	未婚	25	14	56	5	100

(第83表)

職業別	農林漁	26	20	51	3	100
	商工	43	13	42	2	100
	重役役員	35	13	52	0	100
	自由業者	39	15	41	5	100
	事務員	31	13	54	2	100
	無職	31	15	49	5	100

(注) 農林漁業及商工業は家族従業者も含む

(第84表)

特殊職業	業者及関係者	71	9	20	0	100
	教育家宗教家	32	8	58	2	100
	警察官等	34	15	47	4	100

(第85表)

男性の結婚	妻と同居	42	15	42	1	100
	別居	50	6	44	0	100
	離死別	38	0	54	8	100
	未婚	29	12	53	6	100

(第86表)

		年令20-24 25-29 30-39 40-49 50-59 不明						計(実数)
		17	99	277	291	206	1	
男性の結婚	妻と同居	17	99	277	291	206	1	891
	別居	1	3	5	4	3	0	16
	離死別	0	1	2	8	15	0	26
	未婚	165	85	12	2	1	0	265
	不明	1	0	0	0	0	0	1

(注) 現実問題として、売春制度(集団売春組織)があつた方がよいというもの、ない方がよいというものとの態度の相違を対象者の個人的要素と他の質問との関連からみると、売春制度の現在の社会状況における必要性を認めているか否かによつて左右される処が最も大きく、次に男の買娼(女遊び)を悪いと思つているかいないかが関連性が強い。即ち、

現実問題として売春制度があつた方がよいか否かとの関連係数

① 性別	男>女	0.05
② 年令	30才未満<30才以上	0.10
③ 学歴	9年以下>10年以上	0.11
④ 結婚(男)	妻と同居>未婚	0.13
⑤ 女が春を売することは	悪いことではない 仕方ない	0.22
⑥ 男の買娼は	悪いことではない やむをえない	0.33
⑦ 現在の社会においては売春制度の必要性は	あるていど認められる	0.59

⑧ 売春制度(集団売春組織)をなくす為にはどうしたらよいか

理想的には(気持ちとしては)売春制度をなくしたいと思ひ、而もなくすこと(少くすること)が出来るといふものは、前述(第66表)の通り全体の過半数の55%であるが、それではなくす(少くする)ためには如何なる方法が望ましいかということになると、種々の対策があげられている。

(第87表)

その中最も多いのが法律による取締りで、次で男女の自覚教育の向上等の精神教育及び売春婦に定職を与える、更生施設の設置等の社会保障が望まれている。又一部には現在よりもつと地域や規格を厳格にきめて数を減らし、所謂公娼制度化してそれ以上数をふやさないようにすることが売春を減少させる適当な方法であるといふものも若干ある。(第87表)

性、年令によつては余り意見に相異はないが(第83、89表)、学歴の高いものほど精神的な教育及び社会保障を適当とするものが多い。(第90表)

どちらかといえば売春婦に対して同情的なものは、社会保障(更生)、精神教育を可とし、反感的なものは取締りを望んでいる。(第91表)

質問 (なくすことが出来る少くすることは出来るというものに) それでは、なくすため(少くするため)にはどうしたらよいと思いますか。

なくすことが出来る
(少くすることは出来る)M. A

対策	取 締 め	一規 定地 域の 厳 格 化	男教 育 を 高 め る	職生 活を 保 障 す る	そ の 他	不 明	小 計	あい な な く し た 方 が よ い か ら い 明 計	計

(第87表)

総数	16	5	11	9	6	11	55		
	(30)	(9)	(21)	(17)	(11)	(21)	(100)	45	100%

(第88表)

性別	男	18	6	12	10	7	9	55	45	100
	女	15	4	11	9	5	14	55	45	100

(第 89 表)

年 令	20—24才	20	5	15	13	6	13	63	37	100
	25—29才	19	4	14	11	5	13	61	39	100
	30—39才	15	5	10	8	8	12	53	47	100
	40—49才	17	6	10	11	5	9	52	48	100
	50—59才	14	6	8	5	5	11	47	53	100

(第 90 表)

学 歴	6年以下	11	5	5	5	3	12	39	61	100
	9年以下	17	4	8	7	5	13	51	49	100
	12年以下	20	6	16	13	8	10	64	36	100
	13年以上	19	8	26	21	10	7	74	26	100

(第 91 表)

売買婦に 対して	同情的	16	5	15	12	7	8	56	44	100
	反感的	22	6	11	9	8	14	63	37	100

⑦ 法律で禁止することに賛成するか——売春をやめさせるのに法律を出すのはどうか

(a) 売春制度(集団売春組織)をなくす(少くする)ためには、他の方法もあろうが、現在差し当り法律によつてこれを禁止することに対しては、賛否は全く相等的(第92表)。しかし少くとも売春制度をなくしたいと望んでいるものの中では、過半数が法律で禁止することに賛成している(第97表)。

又ここでいう賛成というのは、少くとも売春をやり方によつては減らすことが出来ると思つてゐるものであつて、「売春制度はあつた方がよい」とか、「どうやつても減らすことは出来ない」とか、「なくせなかどうかわからない」というものはこれを最初から反対、或は態度不明のものとして取扱ひ、賛否をきいていないので、賛成というもののの中には形式的に賛成しているものが非常に少いと考えることが出来る。若しこれ等のものを含めて全体に賛否を問うたならば、恐らく「実効はともかく形だけでも法律はあつてもよい」とか、「法律を政府で出すのなら致し方ない」という態度のものなどが或程度は必ずあつて、賛成の質は弱まるとしても量的には本調査の結果よりも増加し、反対及び態度のはつきりしないものが減少するものと推測される。

賛成するものは男よりも女に(第94表)、年令の高いものよりも若いものに(第93表)多く、反対のものは男、中年のもの(30—49歳)に多い。たゞ学歴の高い者は低いものよりも賛成反対共に多くなつていて、従つて態度のはつきりしないもの及び不明のものが少くなつてゐる。学歴の高いものの反対が多いのは第95表に依つても明かな如く、法律よりもむしろ貧困婦女子の生活保障、売春婦の更生施設の設置、男女の啓蒙に重点をおく者が多いからであつて、売春制度を是認するものが多いわけでは決してなく、むしろ最も売春制度に対しては強い批判をもつてゐるのである。(注1)。

売春制度の必要な点は全然ないといつてゐるもの(第98表)、男の買娼は絶対に悪いといふもの(第99表)、女が春を売るとは如何なる事情があつても悪いとするもの(第100表)、売春制度は道徳上、風紀上の弊害があるといふもの(第100表)等はいづれも賛成が反対よりも可成り多くなつてゐるが、賛成が全体の60%を超えるものは一つもない。これは学歴の高いものの場合と同様に売春制度をなくしたいと望んでいても法律で禁止するよりも他の方法が先だといふものが相当あるからである。(注2)。

なお当然のことながら業者及び関係者には賛成するものが極めて少い(第96表)。

質問 それでは、なくすため(少くするため)に法律で禁止するのはどうでしょうか。

賛 成	反対のもの					態度のはつきりしないもの					計
	賛成 くだが すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	賛成 くだも すが こ法 と律 には はは	

(第 92 表)

総 数	37	16	4	17	37	2	14	10	26	100%
-----	----	----	---	----	----	---	----	----	----	------

(第 93 表)

年 令	20—24才	45	14	5	10	29	4	12	10	26	100
	25—29才	41	18	3	15	36	2	13	8	23	100
	30—39才	34	17	4	20	41	2	12	11	25	100
	40—49才	34	16	4	21	41	1	15	9	25	100
	50—59才	29	14	5	19	38	4	18	11	33	100

(第 94 表)

性 別	男	34	19	5	20	44	2	13	7	22	100
	女	39	13	4	14	31	3	15	12	30	100

(第 95 表)

学 歴 別	6年以下	25	10	4	26	34	4	23	14	41	100
	9年以下	35	14	4	18	36	2	16	11	29	100
	12年以下	45	18	5	15	38	2	8	7	17	100
	13年以上	42	32	4	11	47	0	5	6	11	100

(第 96 表)

特 殊 職 業	業者及関係者	11	9	0	47	56	2	24	7	33	100
	教育家宗教家	44	25	7	15	47	2	7	0	9	100
	警察官等	37	16	4	17	37	2	14	10	26	100

(第 97 表)

売春制度は 現実問題と して	あつた方がよい	18	13	3	46	62	1	16	3	20	100
	何ともいえない	26	14	2	6	22	3	43	6	52	100
	ない方がよい	55	19	6	0	25	3	0	17	20	100
	不 明	18	7	1	8	16	3	56	7	66	100

(第98表)

売春制度の 必要性	必	要	23	12	4	39	55	1	16	5	22	100	
	あるていど必要		35	18	4	18	40	2	18	5	25	100	
	不	必	要	52	18	5	3	26	3	6	13	22	100
	何ともいえない		29	17	4	9	30	3	19	19	41	100	
	不	明	20	11	3	8	22	2	25	31	68	100	

(第99表)

男の買娼は	{	悪いことではない	3	10	3	65	78	0	13	6	19	100
		何ともいえない	26	14	4	25	43	2	19	10	31	100
		絶対に悪い	48	18	4	9	31	2	9	10	21	100
		不明	0	0	0	9	9	0	50	31	81	100

(第100表)

女の春を売 ることは	悪	い	40	17	4	14	35	3	11	11	25	100	
	悪	く	ない	23	16	5	33	54	2	17	4	23	100
	仕	方	ない	22	12	3	35	50	1	19	8	28	100
	一概に	いえない	27	14	3	27	44	1	26	2	29	100	
	不	明	19	9	4	10	23	0	37	21	58	100	

(第101表)

売春制度 の弊害は	家 庭 不 和 の 因	性 病	金 の 浪 費	不 良 化 の 原 因	犯 罪 の 原 因	教 育 上	風 紀 上	道 徳 上	弊 害 な し	不 明
法律に賛成のもの	42%	42%	35%	44%	38%	44%	49%	49%	13%	15%
売春制度はなくしたいが法律に反対	16	18	14	15	20	19	20	24	8	8

(注1) 各項目において学歴の高いものが売春制度に対して否定的なものが最も多いからである。

(注2) 前項の売春制度をなくすためにはどうしたらよいかという点で、全体としては取締よりも他の方法がよい(社会保障、保護更生施設とか精神的啓蒙等)というものの方が多いことから推察してのことである。

(b) 法律の賛否と個人的要素並に売春行為に関する基本的な問題と法律の賛否との関連係数の相関度を見ると次の通りである。即ち現在の売春制度(娼婦)を認めるか認めないかという態度が、最も売春禁止法に対する態度決定の鍵となつてゐることを知りうる。

	法律の賛否との関連係数
1. 性 別	男 < 女 0.06
2. 学 歴	9年以下<10年以上 0.13
3. 年 令	20-29才>30才-59才 0.03
4. 売春の必要性(必要)	-0.25
5. 男の買娼(悪い)	-0.23
6. 現実問題として売春制度はあつた方がよい	-0.36

5. 基地風紀について

都市生活者の過半数は、現在でも外人相手の売春婦を眼にしている。しかし以前に比べると大分

減つてきている。(第102表)

今迄全然みたことのないものが約2割あるが、そのうち大部分は話にきいたことはあり、全く何も知らないというものは非常に少い(第103表)。この点外人相手の売春婦は全国的にみて少くとも市郡ではかなり一般的な存在であるといえよう。

質問 外国軍隊が日本に駐留している地域では、そういう外国の兵隊相手の日本人の女達(売春婦)がいるのですが——あなたはそういう女達を見かけることがありますか。最近はどうですか。以前はどうですか。(全然みたことのないものに)それでは、そういう女の人のことを話に聞いたこともありませんか。

(第102表)

外人相手の女を	最近よくみる	たまにみる	全然みない	計
	15	40	45	100%
	以前はよくみた	たまにみた	全然みない	計
	47	30	23	100%

(第103表)

外人相手の女を	今迄にみたことがある	話にきいたことはある	話にきいたこともない	計
	79	17	4	100%

① 外人相手の女(売春婦)をどう思うか——どんな感情をもっているか

外人相手に対しては、性別、年齢、学歴等に余り関係なく、一般に反感、嫌悪等不快の感じをもつものが多く(第104表—第107表)、又日本人相手の売春婦に対するよりも反感不快の感じをもつものが可成り多くなつてゐる(第1表参照)。

外人相手の女を現在みているか否かによる相違は殆どみられない(第108表)。

質問 そういう外人相手の女達をあなたはどう思いますか。

同情的	同情的			反感的			ど え ち な い と も い	別 に な い と 及 不 感 明	外 の し こ ら な い の 金 女 然	計
	同 情 的	比 較 的 同 情 的	小 計	反 感 的	比 較 的 反 感 的	小 計				

(第104表)

総 数	10	11	21	44	16	60	2	13	4	100%
-----	----	----	----	----	----	----	---	----	---	------

(第105表)

性別	男	9	13	22	43	16	59	2	15	2	100
	女	12	8	20	45	15	60	3	11	6	100

(第106表)

年齢	20—24才	12	14	26	43	14	57	3	11	3	100
	25—29才	12	11	23	42	18	60	4	11	2	100
	30—39才	10	12	22	46	15	61	3	10	4	100
	40—49才	11	9	20	45	15	60	1	14	5	100
	50—59才	7	8	15	47	13	60	2	16	7	100

(第107表)

学歴	6年以下	8	8	16	45	10	55	1	18	10	100
	9年以下	8	10	18	45	17	62	2	14	4	100
	12年以下	12	12	24	44	7	51	3	11	1	100
	13年以上	17	14	31	39	16	55	2	12	0	100

(第108表)

現在外人相手の女を	よくみる	21	63	3	13	—	100
	たまにみる	23	63	2	12	—	100
	全然みないがきいている	22	61	2	15	—	100

② 外人相手の売春婦の存在による弊害——どんな弊害があると思うか。

弊害がないというものは甚だ少い。最も強く主張されているのは、子供に対する影響であり、年少者の教育上、青年男女に対する刺激等が高い率を示している。

これに対して日本人相手の場合、最も多く指摘された性病の伝染という点は、ここでは僅かに6%にすぎず、不潔な関係による当事者の受ける弊害よりも、むしろ開放的な露骨な振舞いによって第三者に多くの悪影響を及ぼすことが憂えられている。ここに基地風紀問題の特色があるといえよう。その他混血児の出生を虞る声も1割近くあり、又日本人としての劣等感、敗北感を感じるというものも若干あるが、これ等は不快反感の念の端的な表現であろう。(第109表)

質問 そういふ女達がいるために、どんな弊害があると思いますか。……その他には

(第109表)

弊害あり	性病の伝染	6%
	混血児の出生	10
	風紀上、道徳の低下	19
	子供の教育上	33
	年頃の青年男子に刺激を与える	4
	「顔、若い女に悪影響を及ぼす	10
	漠然と年頃の青少年に「	7
	日本人としての劣等感を感じる	4
その他		3
不 明		18
弊害なし		4
外人相手の女のこととは知らない		4
計		100%

③ 外人相手の売春婦の必要性——どんな必要性があると思うか。

外人相手の売春婦は全然必要ないというものは38%で、37%は理由をあげて売春婦がいなければ困るといつてをり、残りの25%は必要かどうかわからないというもの及び外人相手の女のことには何にも知らないものである。

一番おそれていることは、売春婦がいなければ一般婦女子に危害が及ぶのではないかということであり、これが大方の理由となつてゐる。やはり一部の犠牲によつて(或は防波堤)という考え方が多分にあることは否定出来ない。(第110表)

売春婦がいないと土地がさびれる、商売が困るという様に答えるものは全般的には極めて少いが、現在基地となつてゐる土地の商業関係者は多分にその様な気持をもつてゐるように思われる。(注)

質問 そういふ女達がいなければ、何か困ることがあると思いますか。……どんなことですか。

(第110表)

外人相手の売春婦がいなければ困ることがある	一般婦女子への危害	30%
	一般市民への危害(家宅侵入等)	4
何となく困る、不、外人相手の女のこととは何も知らない、困ることがない	土地がさびれる	2
	その他	1
5%はつきりしないが困るような気がするというもの		16
4		4
38		38
100%		100%

(注) これは特にブリヂストンを横須賀市、御殿場町において行つた時に感じられた。

④ 基地風紀の対策——どんな対策が望ましいか。

基地における売春の問題について何等かの対策を述べたものは62%で、不明のものが非常に多い。特に女性に不明のものが多。

対策としては日本側でやるべきことと駐留軍側に要望していることがあるが、最も多いのは、売春婦を一定の場所に集めるとか特定の慰安所を設置して人目につかないようにするというもので約24%、駐留軍の撤退なくしては解決出来ないから撤退を望むというものが15%、法律を強化せよ、取締を厳重にせよが12%、売春婦に職業を与えよ、更生施設を設けて更生の道を与えよが10%となつてゐる。(第111表)

しかし、人目につかぬ様にせよ、取締を強化せよという答には駐留軍が撤退すれば簡単にことはすむが、撤退はしないだろうから、それではという意味のものが相当あるように思えた。

質問 それではそういう弊害をさけるために、どうしたらよいと思いますか。
その他基地の風紀問題の対策について、何か御意見はありませんか。

駐留軍への要望

駐留軍への要望
駐留軍が撤退して
本國から女をいづれ
その他
人目につかぬよう
取締の強化、法律
更生の道を与えよ
本人の自覚反省を
奨励する
学校教育、家庭の
指導により青少年
の不良化を防ぐ
その他
小計(MA)で合計
不明
外とは何にもしな
い
計

(第111表)

総数	15	3	3	24	12	10	6	6	5	62	34	4	100%
----	----	---	---	----	----	----	---	---	---	----	----	---	------

第112表

性別	男	20	4	4	31	16	11	6	6	7	75	23	2	100
女	11	2	2	17	8	9	6	6	4	51	43	6	100	

6. 参 考

① 昭和24年1月の調査結果との比較

前回は東京都及び関東地方の市、町、村を母集団としたが、今回は全国都市を母集団にとつた上に、質問も解答の分類も相違しているので、両者を単純に比較して云々することは出来ないが、一応前回の数字との対比をみると次の通りである。

(28. 3 調査)

(24. 1 調査)

(a) 遊廓的なものは理想(気持)としては	あつた方がよい	17%	なくす考えなし	17%
	何ともいえない	14	不 明	3
	ない方がよい	69	なくしたい	86
		100%		100%
(b) 遊廓的なものは現実問題としては	あつた方がよい	35	なくそうとしない	69
	何ともいえない	14	なくそうとする	28
	ない方がよい	47	不 明	3
		100		100
(c) 遊廓的なものを法律で禁止することに	賛 成	37	賛 成	25
	反 対	37	反 対	70
	態度のはつきりせぬもの及不明	26 (注1)	不 明	5
		100		100

(注1) 前回は全員に賛否をきいたが今回は「なくしたいかどうかかわからない」等の態度のあいまいなものには賛否をきかないで予め「態度のはつきりせぬもの及不明」としたので数が多くなっている。

(d) 遊廓(集娯)の売春婦に対する感情	同 情 的	29	同 情 的	24
	反 感 的	44	反 感 的	27
	どちらともいえない	4	どちらともいえない	6
	何とも感じない及不明	23	何とも感じない及不明	43
		100		100

(e) 売春によつて収入を得ることは	悪 い	78	悪 い	76
	悪いとはいえない	9	悪いとはいえない	5
	仕方ない	10	止むをえない	12
	一概に云えない	3	不 明	100
		100		100
(f) 売春制度は必要性があるか	必要性はある	27	必 要	43
	全然不必要とはいえない	25	或程度必要	26
	不 必 要	38	不 必 要	22
	何ともいえない	3	何ともいえない	2
		7	不 明	7
		100		100
(g) 男の買娯は(女遊びは)	悪いことではない	1	当然のことだ	7
	止むを得ない場合もある	46	止むを得ない	38
	悪いことだ	52	何ともいえない	8
	不 明	1	悪 い こと だ	41
		100	不 明	6
		100		100

前回の調査結果と比べると、一応売春制度否定の傾向が高まってきた。

② 質問作成上考慮した点

- (a) 調査に当つては、先づ「売春とは何か」ということから始めなければならないのであるが、本調査では前国会において提出された売春処罰法案に従つて「報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交すること」として取扱つた。
- (b) 売春をその様に規定したが、売春ということでは国民一般に意見を求めても、概念のはつきりしないものもあるので、売春の具体的な形態としての娼婦(売春婦)を媒介とし、次に一言に娼婦といつてもこれにも種々の形態があり、何を対象とするかによつて考え方も違つてくるので、最も周知された形であり、而も最も問題とされている元の遊廓、私娼窟、現在の赤線区域並にそれに準ずる地区の集娯を中心として質問を作成した。
- (c) その結果集娯と散娯(街娯)との区別のつかないものに対してはその考えている形態の娼婦についての意思を、区別のつくものには集娯についての意見をきいたことになり、若干の疑惑もあつたが、さしあたりこれ以上操作し得ないままに一緒に集計した。
- ただ散娯(街娯)の一形態として戦後異常に増加した外人相手の娼婦のみは、最初にこれを区別して質問し、出来る限り一般日本人相手の娼婦との混同をさけた。

附 錄

1. 使用質問書

10

風紀に関する世論調査——第二次

総理府国立世論調査所 (28.3.10)

対象者番号		地点番号		調査地	
調査月日		調査員氏名		点検者氏名	

私は総理府の世論調査所から依頼されてまいりました。政府ではいろいろな問題について国民の皆様の新意見を御伺いして政治の参考にしております。お忙しいところ恐縮ですが、あなたのありのままの御意見をお聞かせ下さい。

——外国軍隊（アメリカやイギリスの兵隊）が日本に駐留している地域では、そういう外国の兵隊相手の日本人の女座（売春婦）がいるのですが——

1. (イ)あなたはそういう女達をよく見かけることがありますか。(答えたとおり詳しくかくこと)

- SQ. 1. 最近はどうですか。 1 最近よくみる 2 たまにみる 3 全然みない
SQ. 2. 以前はどうですか。 1 以前はよくみた 2 たまにみた 3 全然みなかった

何) [最近も、以前も、何れも全然見たことがないものに]

「それでは、そういう女の人達のことを話に聞いたこともありませんか。」

- 1 話にきいたことはある
(新聞ラジオで知った)

次頁、28

次頁、3へ

通し番号									

2. (i) そういう外人相手の女達を、あなたはごう思いますか。(答えたとおり詳しくかくこと)

- (例) そういう女達がいるために、どんな弊害があると思いますか。……その他には……。 (答えた通り詳しくかくこと)

△それでは、そういう弊害をさけるために、どうしたらよいと思いますか。(答えたとおり詳しくかくこと)

- 内 そういう女達がいないければ、何か困ることがあると思いますか。……どんなことですか。(答えたとおり詳しくかくこと)

△その他基地の風紀問題の対策について、何か御意見はありませんか。(答えたとおり詳しくかくこと)

——ところで、外人相手の女達のことでなく、こんどは日本人相手の売春婦のようですが、終戦後所謂遊廓などの公娼は廃止になりましたが、現在でもそれに似たような場所がありますか、——

3. この辺に、そういう場所がありますか。

1 ある 2 な い 0 わからない

4. (1) そういう所で商売している女達(売春婦)に、あなたとしてはどんな感じを持たれますか。(答えたところ詳しくかくこと)

- (4) そういう所の女達は、どうしてそのような商売にはいつたのだと思いますか。——その他の理由はありますか。……………主としては……………(答えたとおり詳しくかくこと)

- 例 どういう事情があるにせよ、ああいうことをするのは、ともかく悪いことだと悪いですか。そうは思いませんか。(答えたとおりに詳しくかくこと)

[illegible]

(答えたことをもう一度下に○をつける)

4 まあ悪い 5 悪い

困 悪いと思うのは何故ですか。
(答えたとおり詳しくかくこと)

(二) そういう所に遊びに行くのは、独身者でも悪いことだと思いますか。(答えたとおり詳しくかくこと)

6. そういう所があるために、どんな弊害があると思いますか。……あまり弊害はないと思いますか。
(答えたとおり詳しくかくこと)

SQ.〔弊害を述べたものに〕その他には……………。

7. それではそのような場所は、社会にとって何か必要な点があると思いますか。………必要だと思われる点は全然ないと思いますか。(答えたとおり詳しくかくこと)

SQ. (必要点があると云うものに) どんなことですか。……その他には……。 (答えたとおり詳しくか
 くこと)

[illegible]

(答えたことをもう一度下に○をつける)

0 不明 1 あつた方がよい 2 何とも云えない 3 ない方がよい

(4) 実際には、なくなるかどうかは別として、あなたの
 気持としては、なくしたいと思いますか、そ
 うは思いませんか。

1 あつた方がよい 2 何ともいえない 3 なくしたい
 (不明)

(2) 実務問題として、そういう所をなくすることは出来ると思いますか。

1 出来る 2 やり方による 3 少くすることは出来る 4 何とも云えない 5 出来ない 0 不明

(四) それでは、なくするため（少くするため）には
どうしたらよいと思いますか。（答えたとおり詳
しくかくこと）

(二) やり方によつては、少くすることは出来ると思ひますか。

1 出来る 2 何とも云えない 3 出来ない 0 不明

(ハ) それでは、なくするため（少くするため）に法律で禁止するのは、どうでしょうか。（答えたとおり詳しくかくこと）

[illegible]

——この問題については、そういう売春をする女達を家に置いて売春させている業者（経営者）があるわけですが——

9. (f) そういう業者（経営者）については、どう思いますか。（答えたとおりに詳しくかくこと）

(g) [(f)で業者は悪いということを言わないものに]

そういうことを売春にするのは、悪いと思いますか、そうは思いませんか。（答えたとおりに詳しくかくこと）

(h) [(f)(g)のいずれかで業者は悪いということをつたもの]

そのような業者と、売春をしている女達と、相手方の男達とでは、誰が一番悪いと思いますか。……その次は誰ですか。（答えたとおりに詳しくかくこと）

(i) どうしてそれが一番悪いと思うのですか。（答えたとおりに詳しくかくこと）

10. 今〇〇市(都)では売春行為を禁止しているでしょうか、禁止していないでしょうか。（県でも可）

1 禁止していると思う 2 禁止していないと思う 0 不明

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11. いろいろお伺い致しましたが、このような売春婦の問題について、あなたは関心をお持ちですか。……このカードの中で選んで下さい。……

[カードを見せる]

1 非常に関心を持っている 2 かなり関心をもっている 3 あまり関心をもっていない 4 全然関心がない

性別	1 男 2 女	年齢(満)	1 20~24 2 25~29 3 30~39 4 40~49 5 50~59
学歴	1 6年以下 2 9年以下 3 12年以下 4 13年以上	生活程度	1 上 2 中上 3 中下 4 下
本人職業	業主(1 農林漁 2 個人商工 3 重役 4 自由業) 被傭者(5 労務 6 事務) 7 無職 8 その他		
世帯主職業	1 2 3 4	5 6 7 8	
特殊職業	1 業者及び関係者 2 教育家・宗教家・警察官等 3 その他		
結婚	配偶者と(1 同居 2 別居 3 離死別) 4 未婚	家族	1 家族と同居 2 独り暮らし
子供(未婚) (同一世帯内)	18歳以上(1 男 2 女) 12~17歳(3 男 4 女) 5 6~11歳 6 6歳未満 0 なし		
兵役の経験	1 有 2 無 0 女	新聞	1 よく読む 2 たまに読む 3 読まない ラジオ 1 あり 2 なし
同居者	有(1 配偶者 2 親 3 青年男女 4 学童 5 その他) 6 無		

性	年	学	生	本	世	特	結	家

子	兵	新	ラ	同

--	--	--	--	--	--

2. 抽出方法

I 母集団： 都市に居住する満 20 才以上満 60 才未満（明治 26 年 4 月 1 日以降昭和 8 年 2 月 23 日迄に出生の者）の日本人男女

II サンプル数： 3000

III 抽出方法： 層化無作為抽出法（但し、第一次単位の抽出は確率比例抽出法による）

a) 全国都市を 40 層に分ける。

- 1) 六大都市は各都市を 1 層とし、6 層を得
- 2) 鉱業人口率 14% 以上の鉱業都市で 1 層を得
- 3) 水産業人口率 4% 以上の都市のうち、人口 8 万未満の水産業都市で 1 層を得
- 4) 人口 20 万以上、製造工業 19% 以上の工業都市で 1 層を得
- 5) 紡績工業人口率 6% 以上の紡績工業都市は人口の大小により 2 層を得
- 6) 農業人口率 24% 以上の農業都市で 1 層を得
- 7) 農業人口率 17% 以上（製造工業人口率 + 商業人口率）12% 未満の準農業都市で 1 層を得
- 8) 東京、大阪近郊都市は製造工業人口率 10% 以上、10% 未満の 2 つに分ち、前者は更に製造工業 1 事業所当り従業者数の多少により 2 つに分け、合計 3 層を得
- 9) その他の都市は人口過去 10 年間に於ける人口増加率、製造工業人口率、商業人口率、製造工業 1 事業所当り従業者数、水産業人口率、市制施行時期農業人口率によつて 24 層に分ける

b) 各層より確率比例抽出法により一都市を抽出

c) 抽出都市においては更に町を系統的に抽出

d) 対象者の抽出は世帯票又は配給台帳、若くは住民登録票に基き系統的に抽出する。

風紀についての世論調査 サンプル一覧表

番号	層の特 性	全人口	満 20 才以上 59 才未満人口	サンプル数	抽出都市名	人口	面積	人口密度	農 業	林 業	水産	鉱 業	工 業	商 業
1	六 大 都 市	5,383,229	2,858,495	525	東 京 都 区	5,383,229	573	9,397	6	0	1	2	9	4
2	"	1,956,139	1,034,798	190	大 阪 市	1,956,139	195	10,567	1	0	0	0	17	7
3	"	1,101,854	552,871	102	京 都 市	1,101,854	579	2,016	2	0	0	0	13	6
4	"	1,030,634	525,623	96	名古屋 市	1,030,634	162	6,373	1	0	0	0	15	6
5	"	951,185	491,763	90	横 浜 市	951,185	401	2,374	5	0	1	0	14	5
6	"	813,912	433,001	80	神 戸 市	813,912	448	1,816	4	0	0	0	12	6
7	M ≥ 14 鉱業都市	574,353	278,561	51	宇 都 市	128,567	76	1,694	7	0	1	14	9	2
8	P ≥ 4 P < 8 万、水産業都市	604,365	293,117	54	宮 古 市	39,255	128	307	7	1	5	0	8	3
9	P ≥ 20 万 I ≥ 19 工業都市	808,419	392,083	72	旭 岡 市	288,145	46	6,039	2	0	0	0	30	4
10	10 万 > P ≥ 5 万、I ≥ 6 紡績工業都市	663,495	321,795	59	郡 山 市	70,867	20	3,570	5	0	0	0	16	5
11	P ≥ 5 万、I ≥ 6 紡績工業都市	537,321	260,600	48	八 幡 市	34,131	39	1,032	10	0	2	0	12	4
12	A ≥ 24 農業都市	562,119	272,628	50	浅 原 市	33,525	66	509	26	0	0	0	7	3
13	A ≥ 17 I + C < 12 準農業都市	655,762	318,045	58	人 吉 市	45,119	213	213	19	3	0	0	6	4
14	東京、大阪近郊 その 1 I ≥ 10	748,546	363,045	67	貝 塚 市	53,586	41	1,311	8	0	1	0	22	3

15	東京、大阪近郊 $I \geq 10$	61,256	297,090	55	豊中市	86,203	28	3,042	5	0	0	0	10	5
16	東京、大阪近郊 $I < 10$	660,346	320,268	59	藤沢市	84,579	49	1,736	7	0	0	0	9	4
17	$P \geq 26$ 万, $P.I. \geq 50\%$	655,296	317,819	58	札幌市	313,951	128	2,459	3	0	0	1	9	4
18	$P \geq 26$ 万, $P.I. < 50\%$	678,377	329,013	60	福岡市	392,709	129	3,049	4	0	1	1	8	6
19	26 万 $> P \geq 17$ 万, $Eo \geq 20$ 人 $I \geq 11$ or $M \geq 9$	859,411	416,814	76	姫路市	212,097	110	1,921	10	0	0	0	12	4
20	26 万 $> P \geq 17$ 万, $Eo < 20$ 人 $I \geq 11$	923,399	447,844	82	金沢市	252,017	121	2,088	6	0	2	0	11	6
21	26 万 $> P \geq 17$ 万, $11 > I, P \geq 1$	791,989	384,115	71	和歌山市	191,337	47	2,595	6	6	1	0	11	5
22	26 万 $> P \geq 17$ 万, $P < 1$, 明治 22 年 $I < 11$, 市制施行	687,570	333,471	61	岡山市	190,609	112	1,702	8	0	0	0	7	6
23	26 万 $> P \geq 17$ 万, $P < 1$, 明治 23 年以降 $I < 11$, 市制施行	832,122	403,592	74	佐世保市	194,453	138	1,409	7	0	1	2	6	4
24	17 万 $> P$ 10 万, $I \geq 12, Eo \geq 20$ 人	491,652	238,451	44	室蘭市	110,440	76	1,455	1	0	1	0	13	3
25	17 万 $> P \geq 10$ 万, $I \geq 12, Eo < 20$ 人	679,857	329,731	61	豊橋市	145,855	116	1,259	15	0	0	0	12	5
26	17 万 $> P \geq 10$ 万, $12 > I \geq 1, P.C. \geq 20000$	572,651	277,736	51	秋田市	126,074	132	954	4	1	0	2	10	4
27	17 万 $> P \geq 10$ 万, $12 > I \geq 9, P.C. < 20000$	636,513	308,709	57	高知市	161,638	120	1,352	8	0	1	0	10	5
28	17 万 $> P \geq 10$ 万, $I < 9, A \geq 9$	635,999	308,460	57	宮崎市	125,651	224	561	15	1	1	0	6	4
29	17 万 $> P \geq 10$ 万, $I < 9, A < 9$	576,218	279,466	51	千葉市	133,844	88	1,525	8	0	1	0	7	4
30	10 万 $> P \geq 6$ 万, $C \geq 6$ or $C = 5, I \geq 13$	563,484	273,290	50	足利市	63,277	23	2,775	2	0	0	0	12	6

31	10 万 $> P \geq 6$ 万, $I \geq 13$	585,139	283,792	52	高崎市	97,902	42	2,344	7	0	0	1	13	5
32	10 万 $> P \geq 6$ 万, $I + C \geq 13$	596,984	289,537	53	福山市	67,063	41	1,625	11	0	0	0	11	4
33	10 万 $> P \geq 6$ 万, $A \geq 11$	585,944	284,183	52	松江市	78,635	65	1,210	10	0	0	0	7	4
34	$P < 6$ 万, $I \geq 13$, 市制施行 昭和 17 年以前	587,024	284,707	52	上田市	42,779	21	2,064	7	0	0	0	13	5
35	$P < 6$ 万, $13 > I \geq 11$, 市制施行 昭和 17 年以前	587,080	284,734	52	中津市	54,652	42	1,301	13	0	1	0	11	4
36	$P < 6$ 万, $A \geq 13$ or $P \geq 6$ 万, $A \geq 13$, 昭和 17 年以降 市制施行	586,124	275,540	51	上野市	51,305	83	620	19	1	0	1	10	4
37	$P < 6$ 万, $I < 11, A < 13$, 市制施行 昭和 17 年以降	575,443	279,090	51	直方市	53,645	57	949	9	0	0	5	7	3
38	$P < 6$ 万, $I \geq 13$ or $C \geq 4, I = 12$ 市制施行 昭和 17 年以降	475,257	230,500	42	富士宮市	42,751	37	1,158	13	0	0	0	13	3
39	$P < 6$ 万, $I + C \geq 12$ A < 20 昭和 17 年以降 市制施行	499,193	242,109	44	新栄田市	35,504	21	1,693	10	0	0	1	10	5
40	$P < 6$ 万, $I + C < 12$, or $\{I + C = 12$ 市制施行 $A \geq 20$ 昭和 17 年以降	474,372	230,070	42	岡市	33,181	38	866	20	0	0	0	11	3
	合 計	32783,323	16,349,543	3,000										

(註)

A: 農業率 M: 鉱業率 P: 人口 P.I.: 10 年間人口増加率
 Fo: 林業率 I: 製造工業率 P.C.: 一人当り工業生産額 (単位は 1,000 円) Eo: 製造工業一歩当り従業員数
 Co: 水産業率 C: 商業率 Io: 紡織業率

3. 調査不能の内訳

計	93
転居	120
長期不在	85
一時不在	27
病氣	29
回答拒否	13
精神欠陥	4
尊厳	50
住所不明	8
調査条件不備	7
その他	
計	441

(欠票 441 の内、男 272、女 169) である。

4. 対象者の内訳

1) 性別	実数	%
男	1199	47
女	1360	53
注、欠票に男が多かつたため男の比率が低下した。欠を含めると男 49%、女 51%となる。		
2) 年齢別		
20~24才	428	17
25~29才	445	17
30~39才	664	26
40~49才	605	24
50~59才	416	16
調査不能	1	0
3) 学歴別		
6年以下	511	20
9年以下	1025	40
12年以下	797	31
13年以上	218	9
調査不能	8	0
4) 職業別		
農林漁	213	8
個人商工	471	18.4
重役役員	20	1
自由業	26	1
労務	531	21
事務	368	14.4
無職	925	36
その他	5	0
5) 特殊職業		
業者及関係者	45	1.7
教育者、宗教家、警察官等	85	3.3
一般	2429	95

6) 生活程度

上	100	4
中	826	32
中下	1229	48
下	373	15
調査不能	33	1

7) 結婚

既婚	配偶者と同居	1807	71
	" 別居	41	2
	" 離死別	189	7
未婚		521	20
調査不能		1	0

8) 兵役経験 (男のみ)

有	629	52
無	560	48
調査不能	10	0

1953 年 9 月 20 日 印 刷
1953 年 9 月 25 日 発 行

東京都千代田区大手町一丁目
編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都新宿区花園町六十四番地
印刷人 百瀬政雄

東京都新宿区花園町六十四番地
印刷所 信陽堂印刷株式会社

